

四日市市危険物規制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 9 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 1 号

四日市市危険物規制規則の一部を改正する規則

四日市市危険物規制規則（昭和 4 8 年四日市市規則第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（仮の貯蔵又は取扱いの承認）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 消防署長は、前項の申請を承認するときは、<u>当該申請書の 1 部に承認済印（第 1 号様式）を押印し申請者に返付するものとする。</u></p>	<p>（仮の貯蔵又は取扱いの承認）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 消防署長は、前項の申請を承認するときは、<u>危険物仮貯蔵仮取扱い承認書（第 1 号様式）を申請者に交付するものとする。</u></p>
<p>（製造所等の設置又は変更の許可）</p> <p>第 3 条 法第 1 1 条第 1 項の規定による製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の設置又は変更の許可をするときは、<u>省令第 4 条第 1 項、省令第 5 条第 1 項又は省令第 5 条の 3 に規定する申請書の 1 部に許可済印（第 2 号様式）を押印し申請者に返付するものとする。</u></p> <p>2 <u>法第 1 1 条第 1 項の規定による製造所等の設置又は変更の許可において同条第 2 項に定める許可の要件に該当しないと認めたときは、危険物製造所等不許可通知書（第 2 号様式の 2）に省令第</u></p>	<p>（製造所等の設置又は変更の許可）</p> <p>第 3 条 法第 1 1 条第 1 項の規定による製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の設置又は変更の許可をするときは、<u>許可書（第 2 号様式）に省令第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項又は第 5 条の 3 第 1 項に規定する申請書の 1 部を添えて申請者に交付するものとする。</u></p>

4条第1項、省令第5条第1項又は省令第5条の3に規定する申請書の1部を添えて申請者に交付するものとする。

(仮使用の承認)

第4条 (略)

2 前項の申請を承認するときは、当該申請書の1部に承認済印(第3号様式の3)を押印して申請者に返付するものとする。

(予防規程の認可)

第6条 法第14条の2第1項の規定による申請を認可するときは、省令第62条第1項に規定する申請書の1部に認可済印(第5号様式)を押印し申請者に返付するものとする。

(製造所等の休止、再開の届出)

第12条 (略)

(仮使用の承認)

第4条 (略)

2 前項の申請を承認するときは、当該申請書に所要の事項を記載のうえ、承認済印(第3号様式の3)を押印して1部を申請者に交付するものとする。

3 前2項により承認を受けたときは、完成検査完了までの間、当該製造所等の見やすい箇所に第4号様式による標示板を掲出しなければならない。

(予防規程の認可)

第6条 法第14条の2第1項の規定による申請を認可するときは、認可書(第5号様式)に省令第62条第1項に規定する申請書の1部を添えて申請者に交付するものとする。

(製造所等の休止、再開の届出)

第12条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる書類を提出した場合には適用しないものとする。

(1) 危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令(平成21年総務省令第98号。以下「21年省令」という。)附則第3条第2項(同条第7項において準用する場合を含む。)に規定する申請書

(2) 21年省令附則第3条第4項(同条第7項において準用する場合を含む。)に規定する届出書

(3) 危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令(平成23年総務省令第165号。以下「23年省令」という。)附則第9条第2項に規定する申請書

(4) 23年省令附則第9条第4項に規定する届出書

(休止の確認)

第12条の2 21年省令附則第3条第3項(同条第7項において準用する場合を含む。)及び23年省令附則第9条第3項の規定による危険物の貯蔵及び取扱いの休止の確認をするときは、休止確認済書(第9号様式の2)に21年省令附則第3条第2項(同条第7項において準用する場合を含む。)又は23年省令附則第9条第2項に規定する申請書の1部を添えて申請者に交付するものとする。

(タンク検査済証の再交付)

第15条 法第11条第1項の規定により製造所等の設置又は変更の許可を受けた者(同条第6項の規定により、設置者の地位を承継した者を含む。)が、当該製造所等に係るタンク検査済証(以下この条において「検査済証」という。)を亡失し、滅失し、汚損し又は破損した

(許可書等の再交付)

第15条 法第11条第1項の規定により製造所等の設置又は変更の許可を受けた者(法第11条第6項の規定により、設置者の地位を承継した者を含む。)が、当該製造所等に係る書類で次の各号に掲げるもの(以下この条において「許可書等」という。)を亡失し、滅失し、

ときは、タンク検査済証再交付申請書
(第11号様式)により、再交付を申請
することができる。

- 2 検査済証の汚損又は破損により前項
の申請をするときは、当該検査済証を添
えて提出しなければならない。
- 3 検査済証を亡失し再交付を受けた者
は、亡失した検査済証を発見したとき
は、これを速やかに市長に返納しなけれ
ばならない。

(屋外貯蔵タンク等内部開放点検実施
の届出)

第16条の2 屋外貯蔵タンク及び政令
第9条第1項第20号イに規定するタ
ンク(以下「屋外20号タンク」という。)
の関係者は、保安検査、内部点検、開放
点検、保安点検、自主点検等(以下「内
部開放点検」という。)を実施しようと
するときは、当該点検を行う10日前ま
でに、屋外貯蔵タンク等内部開放点検実
施届出書(第14号様式)により点検工
程表及び安全対策に係る図書を添えて
市長に届け出なければならない。

汚損し又は破損したときは、それぞれ当
該各号に定める申請書により、再交付を
申請することができる。

- (1) 許可書 許可書再交付申請書(第1
1号様式)
- (2) タンク検査済証 タンク検査済証
再交付申請書(第11号様式の2)

- 2 許可書等の汚損又は破損により前項
の申請をするときは、当該許可書等を添
えて提出しなければならない。
- 3 許可書等を亡失し再交付を受けた者
は、亡失した許可書等を発見したとき
は、これを速やかに市長に返納しなけれ
ばならない。

(屋外貯蔵タンク等内部開放点検実施
の届出)

第16条の2 屋外貯蔵タンク及び政令
第9条第1項第20号イに規定するタ
ンク(以下「屋外20号タンク」という。)
の関係者は、保安検査、内部点検、保安
点検等(以下「内部開放点検」という。)
を実施しようとするときは、当該点検を
行う10日前までに、屋外貯蔵タンク等
内部開放点検実施届出書(第14号様
式)により点検工程表及び安全対策に係
る図書を添えて市長に届け出なければ
ならない。

(新基準等の適合の届出)

第16条の4 危険物の規制に関する政
令の一部を改正する政令(平成6年政令

第214号。以下「6年政令」という。）
附則第2項及び第3項の規定は、同附則
に規定する特定屋外タンク貯蔵所に準
ずる屋外20号タンクについて準用す
るものとする。

2 危険物の規制に関する政令の一部を
改正する政令（平成11年政令第3号）
附則第2項に規定する旧基準の準特定
屋外タンク貯蔵所及びこれに準ずる屋
外20号タンクの関係者は、同項に規定
する新基準のすべてに適合することと
なった日以後、準特定屋外タンク貯蔵所
の新基準適合届出書（第16号様式）に
より、市長に届け出なければならない。

（申請書等の提出部数）

第17条 次の各号に掲げる申請書の提
出部数は、2部とする。

- (1) 省令第1条の6に規定する危険物
仮貯蔵仮取扱い承認申請書
- (2) 省令第6条第3項に規定する完成
検査済証再交付申請書
- (3) 省令第62条の2の3第2項に規
定する特定屋外タンク貯蔵所の保安
検査時期延長申請書（タンクの腐食防
止等の状況）
- (4) 省令第62条の2の3第2項に規
定する特定屋外タンク貯蔵所の保安
検査時期延長申請書（危険物の貯蔵管
理等の状況）
- (5) 省令第62条の2の3第2項に規

（申請書等の提出部数）

第17条 省令第1条の6に規定する危
険物仮貯蔵仮取扱い承認申請書の提出
部数は、1部とする。

定する特定屋外タンク貯蔵所の保安
検査時期延長申請書（タンクの腐食量
に係る管理等の状況）

(6) 省令第62条の2の3第2項に規
定する特定屋外タンク貯蔵所の保安
検査時期延長申請書（コーティング
有）

(7) 省令第62条の2の3第2項に規
定する特定屋外タンク貯蔵所の保安
検査時期延長申請書（コーティング
無）

(8) 省令第62条の3第1項に規定す
る屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所
の保安検査申請書

(9) 省令第62条の3第2項に規定す
る保安検査時期変更承認申請書

(10) 省令第62条の5第4項に規定す
る休止中の特定屋外タンク貯蔵所の
内部点検期間延長申請書

(11) 省令第62条の5の2第4項に規
定する休止中の地下貯蔵タンク又は
二重殻タンクの漏れの点検期間延長
申請書

(12) 省令第62条の5の3第4項に規
定する休止中の地下埋設配管の漏れ
の点検期間延長申請書

(13) 第15条第1項に規定する再交付
申請書

2 次の各号に掲げる届出書の提出部数
は、2部とする。

(1) 省令第8条に規定する危険物製造
所等廃止届出書

2 次の各号に掲げる申請書の提出部数
は、2部とする。

(1) 省令第6条第3項に規定する完成
検査済証再交付申請書

- | | |
|--|--|
| <p>(2) <u>省令第47条の3第2項に規定する移送の経路等に関する書面</u></p> | <p>(2) <u>省令第62条の2の3第2項に規定する特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書(タンクの腐食防止等の状況)</u></p> |
| <p>(3) <u>省令第47条の6に規定する危険物保安統括管理者選任解任届出書</u></p> | <p>(3) <u>省令第62条の2の3第2項に規定する特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書(危険物の貯蔵管理等の状況)</u></p> |
| <p>(4) <u>省令第48条の3に規定する危険物保安監督者選任解任届出書</u></p> | <p>(4) <u>省令第62条の2の3第2項に規定する特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書(タンクの腐食量に係る管理等の状況)</u></p> |
| <p>(5) <u>省令第62条の5第2項に規定する特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届出書(タンク腐食防止等の状況)</u></p> | <p>(5) <u>省令第62条の2の3第2項に規定する特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書(コーティング有)</u></p> |
| <p>(6) <u>省令第62条の5第2項に規定する特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届出書(危険物の貯蔵管理等の状況)</u></p> | <p>(6) <u>省令第62条の2の3第2項に規定する特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書(コーティング無)</u></p> |
| <p>(7) <u>危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令(平成23年総務省令第165号。以下「23年省令」という。)附則第9条第4項に規定する休止中の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の再開届出書</u></p> | <p>(7) <u>省令第62条の3第1項に規定する屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安検査申請書</u></p> |
| <p>(8) <u>23年省令附則第9条第5項に規定する浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更届出書</u></p> | <p>(8) <u>省令第62条の3第2項に規定する保安検査時期変更承認申請書</u></p> |
| <p>(9) <u>第6条の4に規定する内部点検期間延長届出書</u></p> | <p>(9) <u>省令第62条の5第4項に規定する休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長申請書</u></p> |

(10) 第9条に規定する危険物製造所等
変更届出書

(11) 第10条に規定する危険作業開始
の届出書

(12) 第10条の2に規定する機器開放
等の作業開始の届出書

(13) 第11条に規定する危険物施設災
害（事故）発生届出書

(14) 第12条に規定する危険物製造所
等休止再開届出書

(15) 第16条に規定する危険物製造所
等設置（変更）取りやめ届出書

(16) 第16条の2に規定する屋外貯蔵
タンク等内部開放点検実施届出書

(17) 前条に規定する屋外貯蔵タンク等
内部開放点検結果届出書

(10) 省令第62条の5の2第4項に規
定する休止中の地下貯蔵タンク又は
二重殻タンクの漏れの点検期間延長
申請書

(11) 省令第62条の5の3第4項に規
定する休止中の地下埋設配管の漏れ
の点検期間延長申請書

(12) 21年省令附則第3条第2項に規
定する（準）特定屋外タンク貯蔵所の
休止確認申請書（新基準適合期限延
長）

(13) 21年省令附則第3条第7項にお
いて読み替えて準用する同条第2項
に規定する特定屋外タンク貯蔵所の
休止確認申請書（浮き屋根新基準適合
期限延長）

(14) 23年省令附則第9条第2項に規
定する浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵
所の休止確認申請書

(15) 第15条第1項に規定する再交付
申請書

3. 次の各号に掲げる届出書の提出部数
は、2部とする。

(1) 省令第8条に規定する危険物製造
所等廃止届出書

(2) 省令第47条の3第2項に規定す
る移送の経路等に関する書面

(3) 省令第47条の6に規定する危険

物保安統括管理者選任解任届出書

(4) 省令第48条の3に規定する危険

物保安監督者選任解任届出書

(5) 省令第62条の5第2項に規定す

る特定屋外タンク貯蔵所の内部点検
時期延長届出書(タンク腐食防止等の
状況)

(6) 省令第62条の5第2項に規定す

る特定屋外タンク貯蔵所の内部点検
時期延長届出書(危険物の貯蔵管理等
の状況)

(7) 危険物の規制に関する規則の一部

を改正する規則(平成6年省令第30
号。以下この項において「6年省令」
という。)附則第10条第1項に規定
する新基準適合届出書

(8) 6年省令附則第10条第1項に規

定する第1段階基準適合届出書

(9) 21年省令附則第3条第4項に規

定する休止中の(準)特定屋外タンク
貯蔵所の再開届出書(新基準適合期限
延長)

(10) 21年省令附則第3条第5項に規

定する(準)特定屋外タンク貯蔵所の
休止確認に係る変更届出書(新基準適
合期限延長)

(11) 21年省令附則第3条第7項にお

いて読み替えて準用する同条第4項
に規定する休止中の特定屋外タンク
貯蔵所の再開届出書(浮き屋根新基準
適合期限延長)

(12) 21年省令附則第3条第7項にお

いて読み替えて準用する同条第5項に規定する特定屋外タンク貯蔵の休止確認に係る変更届出書(浮き屋根新基準適合期限延長)

(13) 23年省令附則第9条第4項に規定する休止中の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の再開届出書

(14) 23年省令附則第9条第5項に規定する浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更届出書

(15) 第6条の4に規定する内部点検期間延長届出書

(16) 第9条に規定する危険物製造所等変更届出書

(17) 第10条に規定する危険作業開始の届出書

(17)の2 第10条の2に規定する機器開放等の作業開始の届出書

(18) 第11条に規定する危険物施設災害(事故)発生届出書

(19) 第12条に規定する危険物製造所等休止再開届出書

(20) 第16条に規定する危険物製造所等設置(変更)取りやめ届出書

(21) 第16条の2に規定する屋外貯蔵タンク等内部開放点検実施届出書

(22) 第16条の3に規定する屋外貯蔵タンク等内部開放点検結果届出書

(23) 前条第2項に規定する準特定屋外タンク貯蔵所の新基準適合届出書

(届出書の返付)

(届出書の交付)

第18条 法第11条第6項、同第11条の4第1項、同第12条の6、同第12条の7第2項、同第13条第2項、省令第62条の5第1項括弧書、23年省令附則第9条第4項及び同条第5項並びに第6条の4、第9条、第12条、第16条、第16条の2及び第16条の3に規定する届出を受理したときは届出済印（第13号様式）を、第8条及び第11条（消防長に係る届出に限る。）に規定する届出を受理したときは届出済印（第13号様式の2）を、第10条第1項、第10条の2第1項及び第11条（消防長に係る届出を除く。）に規定する届出を受理したときは届出済印（第13号様式の3）を、それぞれ押印し、その1部を届出者に返付するものとする。

第18条 法第11条第6項、同第11条の4第1項、同第12条の6、同第12条の7第2項、同第13条第2項、6年政令附則第2項、同附則第3項、省令第62条の5第1項括弧書、21年省令附則第3条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）、同条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）、23年省令附則第9条第4項及び同条第5項並びに第6条の4、第9条、第12条、第16条、第16条の2、第16条の3及び第16条の4に規定する届出を受理したときは届出済印（第13号様式）を、第8条及び第11条（消防長に係る届出に限る。）に規定する届出を受理したときは届出済印（第13号様式の2）を、第10条第1項、第10条の2第1項及び第11条（消防長に係る届出を除く。）に規定する届出を受理したときは届出済印（第13号様式の3）を、それぞれ押印し、その1部を届出者に交付するものとする。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 2 条関係）



直径40mm

第 2 号様式（第 3 条関係）



直径40mm

第2号様式の次に次の1様式を加える。

危険物製造所等不許可通知書

申請者

住所

氏名

年 月 日付けで申請のあった危険物 の設置(変更)については、下記のとおり不許可としたので通知します。

記

理由

年 月 日

四日市市長

印

(教示)

この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として(訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。)、提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求した場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第3号様式の2を次のように改める。

第3号様式の2（第4条関係）

工 事 仕 様 書

工 事 場 所	建 家 内	1階、2階、3階、4階、5階
	架 構 内	1階、2階、3階、4階、5階
	屋 外 施 設 内	地上（1階相当部をいう。）、架空（塔槽、配管等の上部をいう。）
	保 有 空 地 内	施設外周、タンクヤード、タンク防油堤内、ポンプヤード
	保 有 空 地 外	パイプライン、遠隔地、遠隔施設
工 事 種 別	基 礎 工 事	杭打、掘削、基礎建設、既設撤去、 斫り作業（有、無）
	床 面 工 事	地固め、舗装、新設、補修、斫り作業（有、無）
	排水設備、パイプダクト ケーブルダクト工事	新設、移設、改造、撤去、斫り作業（有、無）
	配 管 架 台 工 事 作 業 台	新設、増設、改造、移設、解体、撤去
	構 家 、 架 建 工 事	新築、増築、改築、改造、移設、補修、解体、撤去
	機 器 工 事	新設、移設、改造、交換、補修、解体、撤去、現場組立（有、無）
	配 管 工 事	新設、移設、交換、補修、撤去、模様替え、配管位置（地下、地上、架空）
	電 気 工 事	種別（配線、照明、動力、その他）新設、移設、 交換、補修、改造、撤去
使 用 機 器	土 木 機 械	杭打機、掘削機（ブルドーザー、ユンボ）、削岩機
	建 設 機 械	揚重機（固定式クレーン、クレーン車、レッカー車）
	火 器	ガス溶接断機、電気溶接機、トーチランプ、焼鈍機
	そ の 他	仮設トランス、仮設配電盤、斫り機、グラインダー、研磨機
火 気	火 気 使 用 場 所	建家内、架構内、屋外施設内、保有空地内、保有空地外

使用 工事	火 気 使 用 工 事	基礎工事、床面工事、排水設備等工事、配管架台等工事
		建家架構工事、機器工事、配管工事、電気工事
周 辺 の 状 況	地 上 、 床 面 上	作業場所周辺30m以内に可燃性のガス及び蒸気を発生するおそれのある機器（有、無）
	上 空	作業場所周辺水平15m以内に可燃性のガス及び蒸気を発生するおそれのある機器（有、無）
養 生	落墜防止、火気遮断	受網、仮設床、防火壁、散水
	可燃性ガス の遮断 可燃性蒸気	土のう、防護壁
	機 器 の危険物 配 管 内	機器、配管内危険物（有、無）、工事部分との遮断（液抜、閉止板挿入、バルブブロック、縁切り）

（注）該当事項に○印を付すこと及び該当字句のない場合は空欄に記入すること。

第4号様式を次のように改める。

第 4 号様式 削除

第5号様式から第5号様式の3までを次のように改める。

第 5 号様式（第 6 条関係）



直径40mm

四消本指令 第 号

保安検査時期変更承認書

申請者

住所

氏名

年 月 日付けで申請のあった保安検査時期の変更については、危険物の規制に関する政令第8条の4第2項ただし書の規定により、下記のとおり承認する。

年 月 日

四日市市長

記

保安検査指定年月日

年 月 日

四消本指令 第 号

特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長承認書

申請者

住所

氏名

年 月 日付けで申請のあった特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期の延長については、危険物の規制に関する政令第8条の4第2項第1号の規定により、下記のとおり承認する。

年 月 日

四日市市長

記

- 1 設置に係る完成検査日又は直近において行われた保安検査終了日
年 月 日
- 2 延長後の保安検査時期
年 月 日～ 年 月 日

第5号様式の5及び第5号様式の6を次のように改める。

四消本指令 第 号

休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長承認書

申請者

住所

氏名

年 月 日付けで申請のあった休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間の延長については、危険物の規制に関する規則第 6 2 条の 5 第 3 項の規定により、下記のとおり承認する。

年 月 日

四日市市長

記

1 設置に係る完成検査済証の交付日、直近の保安検査を受けた日又は直近の内部点検を行った日

年 月 日

2 期間延長後の内部点検期日

年 月 日～ 年 月 日

四消本指令 第 号

休止中の〔 地下貯蔵タンク
二重殻タンク
地下埋設配管 〕の漏れの点検期間延長承認書

申請者

住所

氏名

年 月 日付けで申請のあった休止中の（ 地下貯蔵タンク ・ 二重殻タンク ・ 地下埋設配管 ）の漏れの点検期間の延長については、危険物の規制に関する規則（第62条の5の2第2項ただし書 ・ 第62条の5の3第2項ただし書）の規定により、下記のとおり承認する。

年 月 日

四日市市長

記

1 設置に係る完成検査済証の交付日又は直近の漏れの点検を行った日

年 月 日

2 期間延長後の漏れの点検期日

年 月 日

第9号様式の2から第11号様式までを次のように改める。

第9号様式の2を削る。

第10号様式（第14条関係）

第 号

年 月 日

収 去 証

住所又は事務所の所在地

氏名又は名称

収 去 場 所

品名 数量

収 去 の 理 由

消防法第16条の5第1項の規定により収去する。

年 月 日

職 氏名

印

第 1 1 号様式を削る。

第 1 1 号様式の 2 を次のように改め、同様式を第 1 1 号様式とする。

第 1 1 号様式（第 1 5 条関係）

タンク 検 査 済 証 再 交 付 申 請 書

年 月 日			
四日市市長 申請者 住 所 氏 名			
設 置 場 所			
製造所等の別		貯蔵所又は 取扱所の区分	
許 可 年 月 日	年 月 日	完成検査年月日	年 月 日
許 可 番 号	第 号	完成検査番号	第 号
水張又は水圧 検査の別		検 査 圧 力	k P a
タンク 検査年月日	年 月 日	タンク検査番号	第 号
タンク の 構 造	形 状	容 量	L
	寸 法	mm	
	材質記号 及び板厚		
製造者及び製造年月日			
再 交 付 の 理 由			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

第14号様式を次のように改める。

第14号様式（第16条の2関係）

屋外貯蔵タンク等内部開放点検実施届出書

四日市市長		年 月 日	
届 出 者			
住 所		(電話 _____)	
氏 名 _____			
設置者	住 所	電 話	
	氏 名		
設 置 場 所			
設置の許可年月日 及び許可番号		年 月 日 四消本指令 第 号	
設置の完成検査年月日 及び検査番号		年 月 日 四消本指令 第 号	
タンク名称・形式			
品名及び容量		品名	容量 k1
適 用 区 分 新法・第一段階・第二段階・旧基準・その他 ()			
点 検 区 分 ・定期保安検査 ・内部点検 ・開放点検 ・臨時保安検査 ・保安点検 ・自主点検 ・その他 ()			
内部開放点検基準日 (前回点検終了日)		年 月 日	
※ 受 付 欄		備 考	

注 前回の内部開放点検基準日の欄は、設置後最初の内部開放点検時には記入しないこと。

附 則

この規則は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

(消防本部予防保安課)